

(第十二部)

第五回参議院水産委員会會議錄第五号

昭和二十四年五月十一日(水曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○漁業法案(内閣送附)

○委員(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。本日は二時から衆議院の方で水産委員會がありまして、その方に關係當局があつて行かれますので、こちらでは成るべく早く終りたいと思つております。そのつもりで一つお願いいたします。この前漁業法の改正案につきまして大体の一般質問をすることになりましたが、まだ一般質問の御希望者が残つておれば、引續いて一般質問をしたいと思つておりますが、如何ですか。

○貴山正一君 農林省の水産廳の方の今度の二十四年度の予算の中に、大体沿岸漁業に關する漁業權の調査費用、或いは内水面に關する調査費用、こゝいつたものが沿岸の方では一億四千万円、或いは内水面の方には大体二千万円程度の予算は組んであるわけなのでありますが、この予算の内容は只今漁業調整委員會の費用などもそのうちに含まれてあるのかどうか、例えば今までの提案といつたしまして、第三次案には、この地区調整委員會というようなものがあることになつておりましたので、そのようにも考えられるわけなんです、その点を一つ内容の点について承りたいと思つております。

○委員長(木下辰雄君) お答えを申し上げます。

ます。現在昭和二十四年度の予算といつたしましては、御質問のごさしました漁業權制度改正に必要な経費といつたしまして、沿岸漁業に關するは約一億四千八百万円計上してございまして、それから内水面の漁業制度の改正に必要な経費といつたしましては、合計千四百万円計上いたしてございまして、これは月割計算になつておりますので、平年予算ではございせん。一年分ではございせん、金額は減つております。この内容は御質問のごさしました漁業調整委員會の経費、これをその中に計上してございまして。

○江藤哲郎君 この漁業法を見ますと「指定遠洋漁業」というような言葉が使つてあつたように思つておられるが、私共漁業法に對する古い觀念を考へるんじやないかと思つて見ると、大體この法案の全体を見廻して見ますと、「指定遠洋漁業」といふものが突如として出て來た、丁度青天井から足をおろしたやうなこの法律の中に現れて來たといふやうな感を抱くのであります。その中でも遠洋漁業に關する漁業調整委員會と、その他漁業法本來の取扱方としての行き方の面にタッチしておることは少ないように思つて、從來なかつたものをこれに入れたんだといふことになるんですが、この際水産に關するこゝいつた漁業許可に關する問題も一應入れて置けばいいじやないかといふた輕い考えでお入れになつたのかと思

われる点があると思つて、私はむしろ遠洋漁業といふやうな別個の法律を出して、日本が將來水産國として伸びようとする部門は、遠洋漁業といふものに大いに期待を掛けられるわけなんです。私共としては遠洋漁業といふやうなものを別個に作つても、今少し整備した遠洋漁業に關するいろいろなことが決められなくちやならないと思つておつたのであります。この法案を見ますと、指定遠洋漁業といふものが從來の漁業法の中にぽかぽかと入つて、それとして余り重要ではないやうなことがぐだぐだ書いてあつて、そのあとに指定遠洋漁業に關することがあり、この記事の向うへ行くと今度は又突如として漁業調整委員會のことなど一般の漁業法の扱つておることを又書いてある、どうも尻切虫になつておるのですが、どうもやうな氣がして、むしろこれは遠洋漁業といふものを重視すればする程別個の單行法として出した方が相当よかつたのではないかと、こゝういふ氣がするんだが、こゝに入れた理由といふものはどういふ理由で、今までなかつたのにこゝいつたものを入れたのか、將來この遠洋漁業に對しては、水産廳としてはこの法律といふものが根本になつて行くわけなんぢやないか、又果してこゝういふやうな考へであるのか、でありますね、それを一つお伺ひしたい。

○委員長(木下辰雄君) お答えを申し上げます。御質問の通りこの漁業權制度の改正は、当初は漁業權の改正といふこと

だけを先ず取上げてまして、それで案ができておつたのであります。段々案が進むにつれて、この漁業は漁業權による漁業の外に、言はば許可漁業の部分も非常に多いと、この許可漁業についてはどういふやうな措置を講ずるかといふ問題が出て参りまして、第三次案までは何もなかつたのであります。第三次案を、つまり從來の發表しております。農林省の原案を作ります際に、指定遠洋漁業といふものの扱いが載つたわけでありまして、これは主としてこの許可漁業の中でも國際的な漁場において操業するために、こゝういふやうなものについて、少くともこの規定を置かなければならない。この狙いはこゝういふやうな、こゝういふ指定遠洋漁業といふものについては、一般資源その他の關係を考慮して許可の定数を定める、つまり許可すべき限度の定数を定める、こゝういふその限度内においてはこゝの船が移された場合に、船の使用權が移轉された場合には、實質上許可が伴ふやうにして、つまり行政官廳が許可とか許さんとか、こゝういふやうなことを決めるのではなく、一定の基準を置いて、その基準に適合する場合に、又譲り受ける方が適格性を持つておる場合には、當然移るといふやうな規定を書くべきではないかといふやうな意見が出て参りまして、第三次案からこの指定遠洋漁業といふものが載つておるわけでありまして、まあ私共といつたしましては、これは漁業法の、漁業權制度の改正、これが一番大きな

問題であります。それから先には許可漁業の問題といふことが當然起つて來るわけでありまして、これはその他の委員の調整で適當にやつて行くといふやうに考へておられますが、少くとも指定の遠洋漁業といふものは國際法の漁場で、國際法の伴います漁業でありますので、これについてははつきりした方針を講ずることも極めて適當であるといふことでこれをに入れておるわけでありまして、經過はそんなやうなわけであり

○江藤哲郎君 そこでですね、遠洋漁業といふものはこゝういふやうに國際性が多分にあつて、極めて重要であり、だからですね、私は漁業法、御承知のやうに漁業法の中に我々の重要視しておる漁業權の問題のごとき、内水面の區画漁業權とかこゝいつたやうな土地と不可分の關係にある漁業權關係を扱つておるものがその主眼点なんです。そして調整委員會といふのが今度の重大なる改革を與えようとする、特殊の狙いであるのであるが、その任務の殆んど全部といふものが、この漁業權に對する問題なんです。即ちこの問題を扱ふのが委員會なんです。そこへ持つて來てこゝういふ重大なる改革の對象となるものは土地と不可分關係にある漁業權の問題なんです。そこへ持つて來て、こゝういふことまで重要だから入れるといふのは私にはどうもその扱い方においてしつくりしないのです。非常に重要であつて國際性が多分にあ

るから急いで決めなければいけませんといふので、急に漁業法の中に織り込まれる、私は重要であればあるだけ単行法でやらなければならぬと思ふ、そのところは考へ方が違ふが、いずれ後この問題は十分触れたと考へておきます。

もう一つこれはなぜしなかつたかという御質問をするのであります。今の御説明によりますと許可漁業のうち最も大きなものを、つまり指定漁業漁業であるとして取上げるようなことを言われるのですが、前申上げたように漁業権といふものと最も深い関係にある一般の許可漁業をなぜそれだけやらないのか、この漁業法の改正に不可分関係にある一般漁業許可に対しては何ら触れてない、これは本件改正に対しても即刻この漁業権の問題と同時に表裏一体となつて解決しなければならぬ重大なる問題であるにも拘わらず、この一般の許可漁業に対しては何らの手を触れていないのです。これは恐らく府縣において漁業調整委員会を運営される上に、調整委員会自身が仕事をし行く面においても重大なる支障を来たすに相違ないと思ふ、そうしてこの漁業権の問題はですね、私は重要であるといふけれども、問題を起す点においてはむしろその裏面に動くところの許可漁業こそ今後いろいろ問題がこれは絡み合つて起つて来るだろう、ところがそれについて、ないという点については何か余程これについて別個の考へがあるのかどうか、又この問題に全然触れなかつたといふ理由はどういうことでありましか、そういうようなことを伺いたしたいと思います。

○説明員(農田) お話のように一定の漁場内における漁業の秩序を維持しようとする場合に、勿論漁業権のある漁業、これを対象として取上げるだけでは足らぬのでありまして、その外の許可漁業、自由漁業全般について総合的に調整の見地からこれを勘案しなければならぬ、こゝういふようなことは当然の措置であります。従ひまして私共といたしまして、この漁業の、海区の漁業調整委員会が、その海区におけるいろいろの調整の問題を取上げる場合には、先ずその漁業制度の改正のところから先に取上げることは順序としてさうであらうと思ふのであります。その外に更に一般の許可漁業、その外の例えば底網漁業でございまして、或いはアグリ漁業でございまして、つゝ非常に関連の深い他の許可漁業についても、これは当然取上げて行くといふようなことは、これは私共としても大體考慮しておるわけでありまして、たださういふような漁業につきましては、これは漁業権につきましても個々の事情がございまして、いろいろ複雑でありますと同時に、許可漁業の実体といふものについては、これは各地方々々で非常に錯雑いたしております。それを簡単に割り切つてこれはどうするといふこととを法律に書くのはですね、まだ実際の調査も行われておりませんし、更にその適切な方途は各地方々々の実情に應じて講じて行くといふやうなやり方の方が、順序としては賢明な方策であらうと思つておるわけですが、従つて本案の内容としてはさういふものは全然触れておりません、併し漁業調整委員会が、漁業権の制度に関するいろいろ

な計画を立てる、それに関連いたして、その他の許可漁業についての調整についても、当然海区調整委員会がこれを考へて行く、併しそれは個々の地方によつて又個々の漁業について、そのやり方はそれ／＼違ふであらうと思ふ。さういふものはすべて法律に一律に書かないで調整委員会に委して行く、さうして必要がございしますれば、この法律の六十五條、ここに漁業調整に関する命令が出せるやうになつておる、こゝういふやうな命令はよつて裏付けをして行くといふやうなやり方で、具体的に処理して行きたいといふやうな考へ方でおるわけでありまして、

○江原哲雄君 指定漁業の処分のこと、に、「許可の不当な集中」といふやうな言葉が書かれておるのです。これは意味は分りますが、私は文字通りに解釈した意味はよく分りますが、この意味が分らないといふのじやないのです、それに對して水産廳はどれだけの腹を割つて……こゝういふ言葉がこの私の頂いておる書類の中に書いてあるのですが、こゝういつた文句が法文の中にあるかどうか、実は私はまだ研究はしておりませんけれども、その腹の中をお伺したい、或いは速記を止めてでも今少し詳しく話して貰いたい、私はこのことについては一つの独自の考へを持つておるのです。しばしば私が前の國會あたり、前々の國會あたりでさういふことを申し上げた、漁村の民主化、漁業の民主化といふことを言いますが、これは余程思ひ切つた方法をとらなくちや到底民主化はできないといふやうにも考へておるのですが、併し政治といふものが理論通りに行くもの

じやなし、いずれは適当な一應納得と言ひ、御了解の願へる程度のことばやらなくちやいけぬといふやうに考へておるわけで、例の沿岸捕鯨の問題などについても若干意見を述べたこともあることは御承知の通りであります、この法案を作られる上において、こゝういつたやうな氣持が多分に動いて全面的に行つておるとは思ひますが、いずれ新法施行後一定期間内に再審査を行うといふやうな言葉を書いてありますが、どういふやうなことをされるのでありますか、お差支がなければはつきりお答えを述べて頂きたいとさう思ふのであります。

○説明員(農田) 再審査の意味でございしますが、これは漁業権のやり方と、それから指定漁業のやり方と方法が違ふのでありまして、漁業権は従来の経営者が長きに及び、歴しきにつけ、とにかく一度全部これを一律に消滅させる、さうして全面的に適格性と優先順位に従つて再免許して行く、こゝういふやり方をしたのであります、併しながらこの指定漁業に對しては私共は必ずしもさういふ必要がない、例えば全部の許可漁業を一遍に止めさせてしまつて、さうして更にそれを再許可する、こゝういふやり方はさしてさう必要ないといふやうに考へまして、それは止めたのであります、ただ新しく許される場合には、当然それは許されないのであらうといふやうな状態のものがある場合には、これは何かやはり箇に掛ける必要があるのじやないかといふことで、現在この漁業法を施行いたしましたときに許可を持つておられますは一應引續いて許可の効力は存続する、こゝういふことには

いたしておりますけれども、取敢えず一度組上に乗せる、全部のものを中央漁業調整審議会の組上に乗せて見まして、その中に許可の適格性のないものであるとか、或いは新しく許可する場合の條件になつております許可の不当な集中といふやうなものがあるかないかといふことを検討いたしまして、それに引つ掛かる者は落す、それに引つ掛からない者は引續いて従来通り許可が續く、こゝういふやうなやり方でいけば調整をして行くこゝういふことを考へたのであります。そこでそのときに問題になりますのは、「許可の不当な集中」これはどういふことかといふことであります、まあ私共の大體の考へ方といたしましては、許可漁業といふものは、これは御承知のすべてのものに自由に許すことのできない性質のものである、おのずから許されたものは、それによつて一つの利益を受けるわけでありまして、さういふやうな許可漁業については我々としてはできるだけそれを廣く漁民に分ち與えるといふことが大體の考へ方で、従つて今回のこの法令で参りますと、先程ちよつと御説明いたしましたように、一應許可の定数を定めて、適格性の規定に反しない限り船を譲渡せばそれに許可が伴う、こゝういふやうに機械的に移ることに今後は今つておるのであります。さういふいたしますと、或る一つの会社があつて、何と申しますか船の譲受によつてどんな許可を集中する、こゝういふやうなことは従来これは良かれ悪しかれ許可の際には一應我々としてはそれがチェックできるわけですが、今度は法制上はチェックできません、従つてさういふやうなものを見る際に、この許可の

不当な集中であるといふやうな場合に 不当な許可の集中であると結論が出た

したやうなその補助金はこれを削減さ

まして本日はこれを以て散会いたします

思います。

会が、漁業権の制度に関するいろ／＼

政治というものが理論通りに行くもの

持っており、持主は一應引いて許可の効力は存続する、こういうことには

上はチェックできません、従つてそういふふうなものを見る際に、この許可の

不当な集中であるというふうな場合には、先程も申し上げましたように、できるだけ許可漁業というものは廣く一般の者にやらせたいという趣旨からして、これが中央漁業調整審議会に掛かつて来る場合には、これを認めないというふうなやり方で抑えようという趣旨であります。ただ問題は現在然らば如何なるものがこの許可の不当な集中に該当するかという問題があるかと思ひます。これは私共の考え方としては機械的に考えておりません。例えばそれが全体の半分あるからこれはもう必ず許可の不当な集中である、こういうふうな機械的にも考えておりませんので、その漁業々々の特殊な事情からそれ／＼不当な集中になるか、ならないかということは、おのずから判断が違ふと考へております。要は派山共願者がある、こういうふうな場合にその共願者の数というふうなものも考へて、相対的に決定して行くことが必要である、それから又資源の限界の明らかなものについては、例えば適正規模というふうな問題も考へられる、即ち限度をいたしましては、非常に集中するといふ最高限と、それから下の方では適正に経営するにはどの程度の規模が適当であるかということと、両方脱み合つて決める必要があるというふうに考へております。従つて現在私共といたしましては、先程申し上げましたように、全体の許可隻数のうち半分以上あるからこれが許可の不当な集中であるというふうに、機械的に簡單には考へておらないので、これは中央、地方漁業調整審議会でも審議いたしました、いろ／＼の観点からいたしましたので、それらの観点からしてその事実が

不当な許可の集中であると結論が出た場合にこれを決定して行く、いろ／＼の條件から考へ合せまして、これを結論付けて行きたいというふうな思つておるわけです。

○江藤審議官 お貰ひした印刷物の中の内水面漁業という所に、政府は料金を収入の一部を元として基本的な増殖事業を行つたというふうな意味のことが書いてあるのですが、ちよつと聞くと大変結構なように聞えるのですけれど、こゝういつたふうな場合に漁業調整委員会の諸経費等の賄ひ方も漁権の処理に際する料金をよつて得たそれを以て財源とするように聞いているのです。が、若しそれですとするとすれば、一体この重要な産業の在り方として、その直接関係者のそゝういつた手数料というか、そゝういふようなものを不当に取つてそゝういふ施設をするというふうな仕事を他の産業で、類似産業の中でそゝういふような事実が外に何かございまいしうか、又一体このことは余り問題なく、極く立案される際に良心的に考へて当然なる、必然的な結果としてここに書いたのであります。それとも何か非常なトラブル、フリクションが起つて、ここにこゝういふ止むを得ざる結果が来たのか、そこらあたりの事情を一つ伺つておきたい。

○説明員(田田農務) 従来内水面方面の増殖施設は國家の補助金がございまして、兩三年前まではその補助金によつてこれを實施しておつたわけでありまして、ところが段々財政が窮乏になつて参りました、そゝういふような農林省全体に對しての考へ方でありまして、いわゆる補助金政策というものが打ち切られて参りました。従来組んでおりました

したようなその補助金はこれを削減されて来たわけでありまして、そゝうして私共としましては、これは考へ方でございますが、本來これは國家が税金を徴収しておるのであります。その税金から必要な、つまり産業を維持助長するための必要な業務というものは國がこれを予算に計上してやつて行く、こゝういふやり方がこれは實際問題として本筋であらうと考へております。併し事實從來予算が非常に窮乏になつております関係から補助金が打ち切られておりました。そゝうしてそゝういふような施設がらつとも進んでいないという現狀になつております。その當時にいろ／＼財政當局と御意見を伺つたのであります。が、財政當局の意見としては、本來こゝういふような増殖施設というもののについてはそれによつて受益する者があるだらう、その受益する者にやはりそゝういふような増殖施設の費用を分担させる、それによつてやつて行くといふのが適当じやないかという意見もあつて、なか／＼それが通らなかつたのであります。(馬鹿にしている)と呼ぶ者あり)今回私共といたしまして内水面の漁業権の整理をする場合、又内水面の増殖施設を行つたというふうな場合に、我々といましてはこれは止むを得ず、率直に申しますと、國の財政が非常に窮乏でございまして、まあ止むを得る措置として考へたのであります。いわゆる受益者から一定の料金を取りまして、それによつて國が積極的に増殖施設を行つて行くといふような建前をとることに相成りましたやうなわけでありまして。

○委員長(木下辰雄君) まだ大分質問が残つておりますが、あとは明日にします。まして本日はこれを以て散会いたします。

午後三時九分散会

出席者は左の通り。

委員長	木下 辰雄君
理事	尾形六郎兵衛君
	千田 正君
委員	青山 正二君
	松下松治郎君
	澤岡 信夫君
	田中 信儀君
	江藤 哲翁君

説明員

農林事務官	藤田 嚴君
(水産課次長)	

昭和二十四年五月三十日印刷

昭和二十四年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局